

お知らせ

登記に関する相談は
予約制
となっています。

相談を希望されるお客様は、
事前に、次の法務局へ電話に
て、ご予約をお願いします。



庁名	相談日	相談内容	電話番号
那覇地方法務局 本局	毎日	不動産及び商業 ・法人の登記申 請に関すること	(098) 854-7952
那覇地方法務局 沖縄支局	毎日	不動産の登記申 請に関すること	(098) 937-3267
那覇地方法務局 名護支局	月・水・金	同上	(0980) 52-2123
那覇地方法務局 宮古島支局	月・水・金	同上	(0980) 72-2639
那覇地方法務局 石垣支局	月・水・金	同上	(0980) 82-2004
那覇地方法務局 宜野湾出張所	毎日	同上	(098) 898-5454

※土・日・祝日・年末年始を除く

那覇地方法務局

相談にお越しになるお客様へのお願い

那覇地方法務局の登記窓口では、「相談(概要説明中心)」を、次のとおり取り扱っておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

- 1 不動産登記に関する相談については、関係する土地・建物の権利証及び登記事項証明書や地図の写し等をお持ちください。
- 2 会社・法人の設立や役員変更等の登記に関する相談については、那覇地方法務局本局でお受けしますので、本局に、ご連絡をお願いします。また、相談の際は、関係する会社・法人の登記事項証明書及び定款・規約等をお持ちください。
- 3 相談時間は、「20分以内」となります。継続して相談を必要とされる方は、相談終了時に、次回の予約をしてください。
- 4 法律判断を伴う相談は、お受けすることができません。
- 5 相談担当者は、登記申請書や法定相続情報一覧図の保管及び交付に関する申請書、また、それらの添付書類の作成をすることはできません。お客様自身で作成していただくこととなります。
- 6 相談では、作成された申請書等について、事前に審査することはできません。そのため、申請に誤りがあった場合には、修正や取下げをしていただく場合がありますので、ご理解願います。
- 7 予約をキャンセルする場合は、事前に、ご連絡をお願いします。
- 8 司法書士や土地家屋調査士の資格を持たない方が、他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、その代理人として登記申請をする行為は、法律に違反する場合がありますので、ご注意願います。

那覇地方法務局